

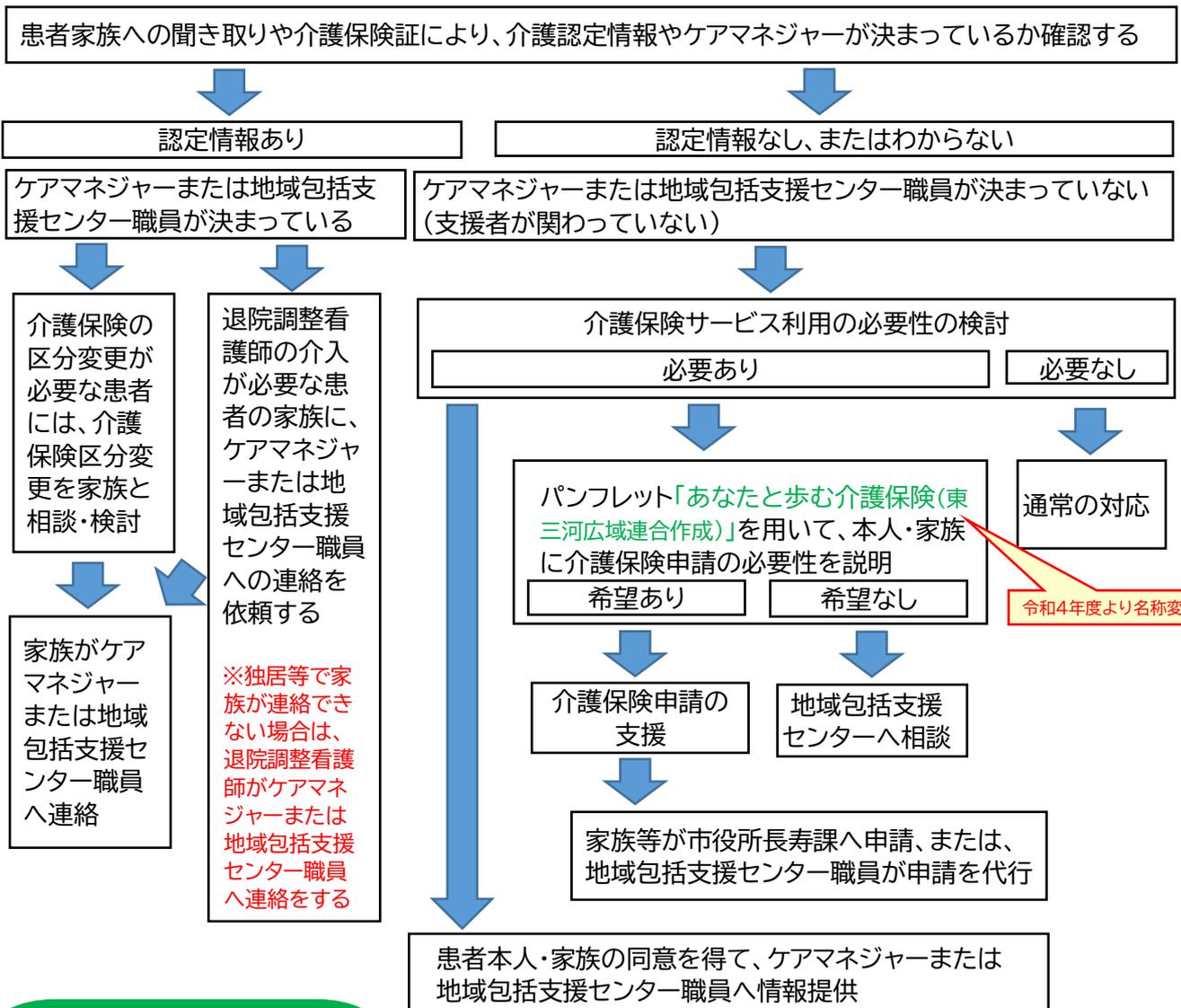
## Ⅱ. 市民病院との連携

## 1. 入退院支援

### 1)入院時における介護認定の確認とケアマネジャー・地域包括支援センター職員との連携

入院した患者は介護認定を受けているかどうか確認をし、必要に応じて介護認定の申請の支援や区分変更の相談、ケアマネジャー(介護支援専門員)や地域包括支援センター職員への情報提供を行う。

#### 入院時の介護認定有無の確認 (蒲郡市民病院の場合)



#### 介護認定(要介護状態)区分

##### 【要支援】

要支援には1と2の区分があります。

介護予防サービスと総合事業のサービスを利用できます。

【担当】 地域包括支援センター職員 (主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師)

##### 【要介護】

要介護には1～5までの区分があります。

生活の維持・改善を図るための介護サービスを利用できます。

【担当】 居宅介護支援事業所のケアマネジャーまたは、主任ケアマネジャー

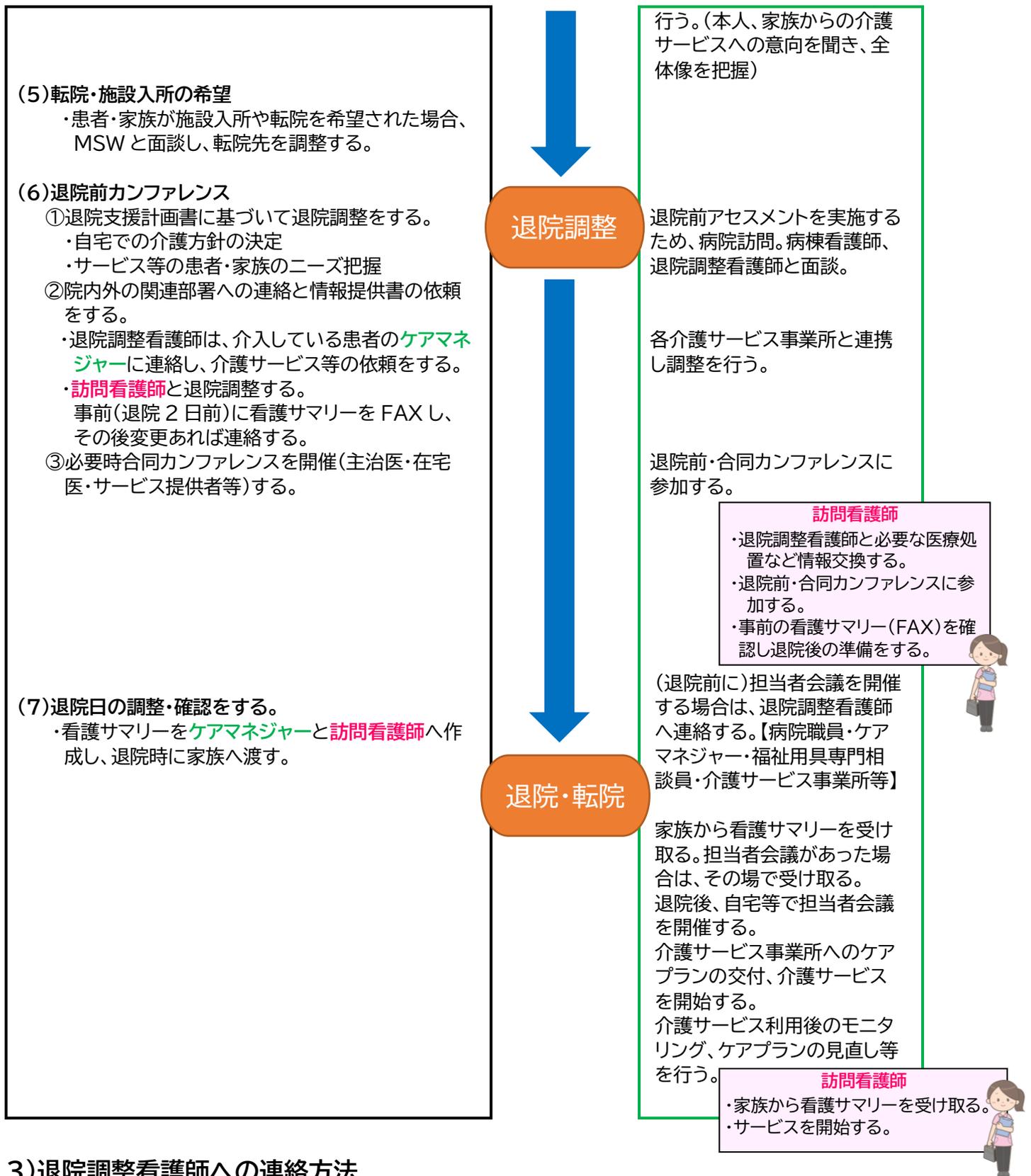
##### 【非該当(自立)】

一般介護予防事業のサービスを利用できません。

※「基本チェックリスト」の判定により、その他の総合事業のサービスが利用できる場合があります。







### 3)退院調整看護師への連絡方法

市民病院では、**令和3年10月11日より、退院調整看護師への連絡方法が変更になりました。**患者支援センターを通さずに、退院調整看護師へ直接電話ができるようになりました。電話番号については患者支援センター(66-2310)へお尋ねください。